

事務局だより

(令和5年9月15日・第54号)

公益社団法人 八千代市シルバー人材センター

八千代市大和田新田 312 番地の 5 福祉センター 1 階

TEL 047-484-4680 FAX 047-484-9544

八千代市シルバー人材センター分室

八千代市大和田新田 312 番地の 46 大和田新田郵便局 2 階

TEL 047-406-5399 FAX 047-409-6530

シルバー人材センター緊急連絡先 090-6176-9495

◆インボイス制度(適格請求書等保存方式)の導入における注意事項について

令和5年10月1日からインボイス制度(適格請求書等保存方式)が導入されます。インボイス制度とは、複数税率に対応したものとして導入される仕入税額控除の方式を表しており、今後仕入税額控除を受けるためには、適格請求書の保存が必須条件となっています。就業を行う上で、材料費等の立て替え払いをしていただいている方は、必ず原本の請求書または領収書、レシート等をセンターに提出していただきますようお願いいたします。

また、会員の方でセンターからの配分金以外の収入があり、課税売上高が1,000万円を超えているなどの理由で課税事業者として登録されている方がいらっしゃいましたら、センター事務局(047-484-4680)に電話でご連絡いただきますようお願いいたします。(担当:安藤)

◆配分金基準単価について

会員の就業形態には請負・委任・派遣がありますが、その中で請負・委任形態の仕事の報酬は「配分金」として支払われます。「配分金」は労働基準法における「賃金」に該当しませんので、最低賃金法の適応外になりますが、当センターの配分金規程第4条には「仕事の受注に際し、会員の就業に対する配分金相当額を見積る場合には、最低賃金法に基づく最低賃金を尊重し、社会的に相当な内容のものとする」と規定されています。このことから、令和5年9月下旬に開催される理事会で、令和5年10月1日より改定される千葉県の最低賃金を参考に、仕事の種類、量、内容等に合わせた「配分金基準単価」を決定します。なお、10月号の事務局だよりにて変更後の配分金基準単価表をお知らせする予定ですが、配分金基準単価の関係で質問等ございましたら各業務担当者までご連絡をお願いします。

◆講習会参加者でシルバーやちよ新春号作成にご協力いただける方募集中

これまで三脚・脚立使用作業における安全講習会や網戸の張り替え講習会、植木剪定講習会等を開催してきましたが、現在発行に向けて準備を進めているシルバーやちよ新春号で、講習を受けた方の感想などを載せていきたいと考えています。

つきましては、講習会に参加されたことのある方の中で、受講の感想などについて寄稿もしくはインタビュー取材にご協力いただける方がいらっしゃいましたら、お手数ですが、センター事務局(047-484-4680)に電話でご連絡をお願いします。(担当:安藤)

◆無料スマホ教室のご案内

スマートフォンの基本的な使い方を学べる教室を、下記のとおり開催します。スマホに興味がある方、もっと便利に使えるようになりたい方は、センター事務局(047-484-4680)に電話でお申込みください。

なお、講習内容は、両日の午前・午後ともに音声操作や地図アプリ、カメラ、LINEの使い方などとなります。(担当:服部)

日	時	令和5年 9月26日(火)	<午前の部> 10時~12時	<午後の部> 14時~16時
		令和5年10月24日(火)	<午前の部> 10時~12時	<午後の部> 14時~16時

場 所 センター分室会議室(八千代市大和田新田312番地の46 八千代大和田新田郵便局2階)

◆ポスチャーウォーキング教室開催報告

令和5年8月18日（金）に、ポスチャーウォーキング教室を4名の会員の方にご参加いただき開催しました。

当日、ポスチャーウォーキング協会のポスチャースタイリストを講師としてお招きし、姿勢の良く歩くための歩き方の説明や椅子に座って行うマッサージ方法を教えていただきました。姿勢よく歩くためには、体の様々な部分に意識を向けながら歩く必要があります、参加者の表情は真剣そのものでした。

ポスチャーウォーキングは、暑くて外に出ることが難しい季節でも、自宅の部屋の中で体を動かすことができます。参加者の方からは、「日頃からウォーキングをしているので、定期的にポスチャーウォーキング教室を開催してほしい」との声がありました。今後も、様々な健康講座を実施してまいりたいと思いますので、皆さまのご参加をお待ちしております。



◆事故報告について(安全・適正就業委員会)

八千代市シルバー人材センターで発生した事故事例をお知らせ致します。事故防止の参考にしてください。

・除草作業中の事故

【事故の詳細】

店舗裏緑地帯の除草作業中、誤って刈払機でエアコン排水管のパイプを切断してしまった。その後、店舗内天井のエアコンから水漏れが発生し、店内の商品が濡れてしまった。エアコン排水管パイプの切断と、天井からの水漏れの因果関係については、現在調査中。

【今後の対策】

今回の事故は、ここは大丈夫という勝手な思い込みによる行動が原因であり、今後こうしたことがないよう、周囲の状況をよく確認した上で作業するなどの方策を講じる。

・庭の管理に伴う事故

【事故の詳細】

1週間程度留守にする庭の水やりについての事前打ち合わせの際に、発注者から胡蝶蘭には水やりをしないで欲しいと言われていたにもかかわらず、水やりをしてしまい、胡蝶蘭を枯らせてしまった。胡蝶蘭は譲り受けたものであったため、譲り受けるにあたりかかった費用を請求された。

【今後の対策】

事前打ち合わせの際に、発注者の要望を確認するための伺い書を作成し、作業を行うよう対策を講じる。

◆お客様からの声

- ・庭が本当にきれいになり嬉しく思います。ありがとうございます。(矢島義麿会員)
- ・早くきれいにしてくださり本当にありがとうございました。(山下良之会員)
- ・暑い中、植木の手入れ作業をお引き受けくださりありがとうございます。お疲れを出されませんようお体お大事になさってください。今後とも宜しくお願い致します。(前北善勝会員、支倉道大会員)

※8月は理事会を開催しておりませんので「理事会通信」はお休みさせていただきます。